

家畜衛生だより 令和2年10月号

紀北家畜保健衛生所

電話 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735-58-1481

牛・鶏の飼養衛生管理基準が改正されました

牛および鶏等の飼養衛生管理基準が改正され、令和2年10月1日から施行されますので、主な改正内容をお知らせします。

(一部の取り組みについては猶予期間が設定されています)

牛・鶏 共通

(1) 家畜(家きん)の所有者の責務 **新設**

伝染性疾病の発生予防・まん延防止に対する家畜(家きん)の所有者の責任を明記。「飼養衛生管理者」の選任が必要。

(2) 飼養衛生管理マニュアルの作成、従業員への周知徹底 **新設**

令和4年2月1日 施行

獣医師等の専門家の意見を聞き、農場ごとにマニュアルを作成し、従業員や関係者がマニュアルを遵守するよう、周知すること。

(3) 愛玩動物の飼育禁止 **新設**

ネコ等の愛玩動物は、衛生管理区域内に持ち込んだり、衛生管理区域内で飼育しないこと。

(4) 衛生管理区域入口での更衣および車両乗降時における交差汚染の防止措置 **追加**

・衛生管理区域内では専用の衣服および靴を着用するとともに、スノコ等の設置により、更衣前後の衣服や靴を分離保管し、更衣前後の経路を一方通行とすること

・衛生管理区域内に入る車両を消毒するとともに、車両の乗降時における靴等の履き替えの際に、区域内専用のフロアマットの使用やブーツカバーの着用等により、車内における交差汚染を防止すること。

(5) 衛生管理区域から搬出する物品や退出する車両の消毒等 **新設**

牛

- ・ **放牧制限の準備** **新設** 令和3年10月1日施行
□ 蹄疫などの家畜伝染病の発生リスクが高まり、法第34条に基づく放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保、又は出荷や移動のための準備措置を講ずること。

鶏

- ・ **家きん舎以外の飼料保管庫等への野鳥等の侵入防止措置** **追加**
令和3年10月1日施行
野鳥等の野生動物が、家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが2cm以下又はこれと同等の効果を有するもの）を設置するとともに、定期的に点検・補修を行うこと。

以上が主な改正点ですが、これらの他にも変更がありますので、以下のURLにて、「飼養衛生管理基準」本文のご確認も併せてお願いいたします。

農林水産省ホームページ：飼養衛生管理基準≫1. 飼養衛生管理基準
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

気になることや不明な点がありましたら、
所轄の家畜保健衛生所にお問い合わせください。